

# 南丹市立殿田小学校いじめ防止基本方針

殿田小学校

## 【はじめに】

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめに対しては、本校のどの児童にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないこと、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを共通認識し、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、適切に且つ速やかに解決するため『南丹市立殿田小学校いじめ防止基本方針』を定める。

## 【いじめの定義と態様】

### (1) いじめの定義

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの態様

いじめの態様の内容

悪口を言う、無視、陰口、噂流し、からかい、命令する、脅す、嫌がらせ、仲間はずし、暴力、たかり、使い走り、ぶつかる、小突く、落書き、物壊し、性的辱め、メール等での誹謗中傷など

## 【いじめ防止の組織と指導体制】

(1) いじめの未然防止といじめの早期発見のために「いじめ防止対策委員会」を置く。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター  
養護教諭、当該学級担任 必要に応じて開催する。

《取組内容》①いじめ防止基本方針作成、年間指導計画作成 ②研修会の計画立案  
③アンケートの実施と結果分析 ④未然防止の取組 ⑤早期発見の取組

(3) サポート会議

月1回全教職員で児童の現状や指導についての情報交換、及び共通確認、共有行動について話し合う。

【いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策】

☆…教職員 ◇…保護者

	児童にかかわる取組	保護者との連携・教職員
①いじめの未然防止にかかわること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすく規律ある授業をする。</li> <li>・道徳教育、人権教育を充実させる。</li> <li>・体験活動、読書活動を推進する。</li> <li>・規範意識を向上させる。</li> <li>・自己有用感を育む取組を行う。</li> <li>・異年齢集団の活動を充実させる。</li> <li>・ベル着を徹底させる。</li> <li>・教室環境を整備する。</li> <li>・情報に関するモラル教育を行い充実させる。</li> <li>・高学年の責任を明確化する。</li> <li>・いじめ問題の理解を深める学習を行う。</li> <li>・いじめ防止等に関する児童の主体的な活動を支援する。</li> </ul>	<p>☆保護者、地域に「学校いじめ防止基本方針」を周知してもらい一層の連携を深める。</p> <p>◇基本的な生活習慣を定着させ、学習習慣を確立する。</p> <p>☆三者面談を実施する。</p> <p>☆教職員の資質能力の向上を図る取組を推進する。</p> <p>☆年間計画に基づき校内研修を充実する。</p>
②いじめの早期発見にかかわること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団から離れている児童、一人で居る児童への声かけをし話を聞く。</li> <li>・個人面談や定期的なアンケートを実施する。</li> <li>・放課後、休み時間を利用して児童からの情報を収集する。</li> <li>・相談窓口を常時設置し、その周知を図る。</li> <li>・小さいたずらに対しても敏感な対応をし、原因を明らかにする。</li> </ul>	<p>◇家庭での子どもとの会話を多くする。</p> <p>◇☆服装等の汚れや乱れに注意する。</p> <p>◇子どもの持ち物を知り、その観察をする。</p> <p>☆情報の集約と共有を図り、「いじめ防止対策委員会」へ報告する。</p> <p>☆サポート会議を定期的実施する。</p> <p>☆悩みなどを相談できる雰囲気を作る。</p>

<p>③いじめの早期対応にかかわること</p>	<p>[被害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全職員でいじめから守ること」を約束する。</li> <li>・本人や周辺からの聞き取りを行う。</li> <li>・身体的精神的被害を的確に把握し、敏速に初期対応を行う。</li> <li>・休み時間、登下校の際見回りを行い、被害の継続をなくす。</li> <li>・いじめの理由、背景を調査し根本的な解決を図る。</li> </ul> <p>[加害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨む。</li> <li>・いじめをやめさせる取組を行う。</li> <li>・いじめの理由、背景を突き止め根本的な解決を図る。</li> <li>・カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察、関係機関との連携をとる。</li> </ul> <p>[傍観者・観衆]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに加担していることと同じ自分を見つめさせ、被害者の苦しみを理解させる。</li> <li>・自分の意志で行動する大切さを指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇我が子を守り抜く姿勢を見せる。</li> <li>◇☆子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞く。</li> <li>◇我が子の言い分を十分に聞く</li> </ul> <p>☆保護者に事実を報告し、いじめられた子を守る対応をしていくことを伝える。</p> <p>☆教育委員会に報告する。</p> <p>☆学校のいじめ問題解決への方針を伝え、理解と協力を求める。</p> <p>☆傍観者、観衆とならない児童を育成する。</p> <p>☆学校のいじめに対する考えを日常的に指導する。</p>
<p>各家庭での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「叱ること、褒めることのできる親」を実践していけるようPTAに啓発していく。</li> <li>・子育てに父親も参加することの大切さを知らせる。</li> <li>・各家庭で携帯電話、パソコンを使うルール作りをする。</li> </ul>	
<p>地域での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達を地域で守る意識の共有を図る。</li> <li>・挨拶を励行し、子どもを知る地域社会を作る。</li> </ul>	

### 【重大事案への対処】

#### (1) 重大事案とは次に掲げる場合をいう

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき

#### (2) 対処

- ①京都府教育委員会、南丹市教育委員会に速やかに報告し、事案に対処する組織を設置する。
- ②事案に対する事実関係を明らかにするため、調査を実施する。
- ③調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する。

### 【関係機関との連携】

- (1) 警察、京都府教育委員会、南丹市教育委員会、子育て支援課、児童相談所等関係機関
- (2) 殿田小学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組と研修会の実施。

### 【学校評価の実施】

学校は、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を南丹市教育委員会、保護者に報告する。